

# 運輸審議会件名表登載事案

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

## 1 一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可

登載月日 (告示月日)	事案番号	申請者	事案の内容
4月25日 (4月26日)	平18第5001号	昭和自動車株式会社	現行の基準賃率40円80銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）を、基準賃率44円10銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃160円）に変更する。

## 2 混雑飛行場運航許可

登載月日 (告示月日)	事案番号	申請者	事案の内容
1月12日 (1月13日)	平18第9001号	株式会社エアージャパン	申請混雑飛行場 東京国際空港
	平18第9002号	株式会社エアージャパン	申請混雑飛行場 関西国際空港
2月2日 (2月3日)	平18第9003号	株式会社スターフライヤー	申請混雑飛行場 東京国際空港

### 3 安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定

登載月日 (告示月日)	事 案 番 号	申 請 者	事 案 の 内 容
6月22日 (6月23日)	平18第7001号		<p>鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法及び航空法の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針について定める。その概要は次のとおり。</p> <p>1．実施に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 本方針は、安全管理規程の記載事項のうち、「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）の実施に係る基本的な方針である。</p> <p>(2) 報告徴収等の実施に当たり、当面は、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心に実施する。</p> <p>2．実施方針</p> <p>(1) 法施行後、当面は、運輸事業者自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用がなされているか、経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か、過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者における当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施がなされているか、について重点的に確認し、更なる改善等に向けた助言を行う。</p> <p>(2) 予め、本方針に沿って作成した実施指針に基づき、経営幹部への面談調査を中心に保安監査実施部局と連携して実施する。その際、保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。</p> <p>(3) 実施方法等について継続的な見直し及び改善を行うとともに、運輸審議会に実施方法等の見直し及び改善の状況の報告を行う等する。</p> <p>(4) 報告徴収等の所見については、当該運輸事業者に対する説明等の措置を行うとともに、その概要を取りまとめて運輸審議会に定期的に報告し、ホームページ等で公表する。</p> <p>(5) 上記(1)～(4)に従い、年間90から1</p>

20事業者程度を目安として計画的に実施する。なお、当面は、鉄道分野及び航空分野を重点的に行う。

3. その他

(1) 本方針は、平成18年10月1日より適用する。

(2) 本方針は、国土交通大臣が行う報告徴収等について適用する。

(3) 緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合には、適時適切に報告徴収等を実施する。